

# 神奈川県横須賀・三浦医療圏向け都市型地域医療介護連携ネットワーク構築業務委託 公募型プロポーザル説明書

## 1 趣旨

国及び県レベルの政策に基づき、積極的に ICT を活用した都市型の地域医療介護連携ネットワークの構築を当神奈川県横須賀・三浦医療圏において、三浦半島病院アライアンスの中核病院及び地域の三師会等が中心となり、横須賀・三浦医療圏の地域特性を考慮し、医療 DX 化や PHR データ流通基盤とも連携をし、且つ AI 技術を活用した予防医療や重症化防止、及び再発防止を具現化する最新のモデルの利活用も前提に、本横須賀・三浦医療圏及びその周辺地域における高度化された医療介護体制を支援する DX 化を実現すると共に、神奈川県方針である未病対策にも寄与でき、医療介護従事者の働き方改革の DX 化施策に繋がる「横須賀・三浦医療圏 EHR&PHR システム」の構築事業を実施する。

## 2 業務概要

### (1) 名称

神奈川県横須賀・三浦医療圏地域医療・介護連携 ICT 導入検討コンサルティング業務委託及び構築業務委託

### (2) 業務の内容

仕様書に示す内容の業務を実施

### (3) 契約期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 31 日（月曜日）まで

※本業務委託に関わる契約締結は、この契約に係る予算が成立し、予算配当がなされることを条件とする。

### (4) 仕様

別紙「横須賀三浦医療圏向け EHR システム調達仕様書」のとおり

## 3 参加資格等

次に掲げる要件のすべてに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は再生手続き中でないこと。
- (3) 会社更生法の規定による再生手続き開始の申立て中又は更正手続き中でないこと。
- (4) 神奈川県地域医療介護連携ネットワーク構築ガイドラインに準拠した地域医療介護連携ネットワークシステムを構築できること。
- (5) 病院、医科診療所、歯科診療所、調剤薬局、介護施設、の各関係者が、患者情報を連携・共有できるネットワークシステムの構築に係るコンサルティング及び連携開発実績を有している要員を本事業に配置できること。
- (6) 電子カルテだけでなく、レセプトコンピュータシステム、健診システム等や PHR 生活情報等とのデータ連携にかかるコンサルティング及び連携開発の実績を有している要員を本事業に配置できること。
- (7) 今まで構築に携わった地域医療及び介護連携ネットワークシステムのうち少なくとも 1 件以上、医療及び介護情報の双方向連携の構築実績を有し、且つ本システムの各自治体等の補助もなく、自主運営を実現できている構築経験を有していること。
- (8) 今まで構築に携わった地域医療及び介護連携ネットワークシステムのうち少なくとも 1 件以上、患者同意数一万人以上の実績と、参加医療及び介護施設の本システムへの参加率が 50%以上の運営実績を有していること。
- (9) 地域医療及び介護連携システムにおける業務フローの標準となる形式化されたツール

を有していること。

- (10) 地域医療及び介護連携システムにおける ICT 設計技術者及び ICT 運用技術者を有しており、またプロジェクトに参加させることができること。
- (11) 横須賀・三浦医療圏内に事業所等を有するもの又は横須賀・三浦医療圏内に事業所等がないものであっても本協議会の求めに応じて速やかに来訪することが可能な者であること。
- (12) 課税対象事業者は、法人税、消費税、地方消費税の滞納が無いこと。
- (13) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）。以下同じ。）、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (14) 暴力団（法第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が実質的に関与していないこと。
- (15) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (16) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力、又は関与していないこと。
- (17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

#### 4 参加方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合、所定の参加申込書及び企画提案書等を期限までに提出すること。

#### 5 公募型プロポーザル説明書等の交付場所、交付期間等

##### (1) 交付場所

神奈川県横須賀・三浦 EHR 協議会準備室  
横須賀共済病院  
〒238-8558 神奈川県横須賀市米が浜通 1-16  
TEL：046-822-2710（医事課 EHR 構築事業担当）  
湘南鎌倉総合病院  
〒247-8533 神奈川県鎌倉市岡本 1370 番 1  
TEL：0467-46-1717（地域医療連携室窓口）

##### (2) 交付期間(参加申込書提出期間)

令和5年11月30日（木曜日）～令和5年12月6日（水曜日）まで  
（但し、土曜日、日曜日及び祝祭日を除く、午前9時から午後5時まで）

##### (3) 交付資料

- (1) に示す場所において次の書類を交付する。
  - ・公募型プロポーザル説明書
  - ・業務仕様書
  - ・提出様式（様式1～様式3）及び質問票（様式11）

なお、上記書類は横須賀共済病院及び湘南鎌倉総合病院のホームページにも掲載する。（交付受付後）

## 6 説明会の開催

本プロポーザルの実施にかかる説明会は行わない。

## 7 参加申込書の提出

公募型プロポーザル参加希望者は、次の書類を期限までに提出すること。

提出書類	【別紙様式1】参加申込書 【別紙様式2】資格要件確認書 【別紙様式3】事業実績書
提出部数	1部
提出期限	令和5年12月6日（水曜日）17時まで（必着）
提出方法	持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。
提出場所	神奈川県横須賀・三浦 EHR 協議会準備室 〒238-8558 神奈川県横須賀市米が浜通 1-16 横須賀共済病院 医事課 EHR 構築事業担当 電話：046-822-2710 〒247-8533 神奈川県鎌倉市岡本 1370 番 1 湘南鎌倉総合病院 地域医療連携室 電話：0467-46-1717
その他	提出書類に虚偽の記載が判明した場合は、参加資格を取り消す。 書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。

## 9 質疑及び回答

質問方法	質問がある場合は、「質問票」により電子メールで行うこと。その際、件名を「地域医療・介護連携 ICT 導入検討業務に関する質問」とすること。
提出先	神奈川県横須賀・三浦 EHR 協議会準備室 〒238-8558 神奈川県横須賀市米が浜通 1-16 横須賀共済病院 医事課 EHR 構築事業担当 E-mail：yokosuka-ijika@ykh.gr.jp 〒247-8533 神奈川県鎌倉市岡本 1370 番 1 湘南鎌倉総合病院 地域医療連携室 E-mail：ehr-sakura@shonankamakura.or.jp
質問票提出期間	令和5年11月30日（木曜日）～令和5年12月5日（火曜日）17時まで
質問への回答	参加申込者全員に令和5年12月5日（水曜日）までに電子メールで回答する。この場合、当該回答内容は仕様書の追加又は修正と見なす。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

## 10 企画提案書等の提出

### (1) 提出書類

以下の書類を、A4片面（必要に応じA3折り込みも可）で提出すること。本様式は参加申込者に参加申込当日に案内する。

- ・【様式4】企画提案書及び見積書  
見積書は内訳がわかるようにし、金額は消費税込みの金額を記入すること。なお、見積書の書式は限定しない。
- ・【様式5-1】配置要員経歴（総括窓口責任者 または 窓口責任者 用）
- ・【様式5-2】配置要員経歴（担当者用）
- ・【様式6】要員体制・役割分担
- ・【様式7】同種業務の実施実績
- ・【様式8】スケジュール  
具体的な作業内容を詳細に記述した、事業者が考える令和6年度末までのスケジュールを作成。
- ・【様式9】横須賀・三浦医療圏内の現状調査及び要件定義業務及び構築開発業務の進め方  
要件定義業務を進めて行くにあたっては、地域（中心部や周辺地域）や施設（医療機関や介護事業所等）、職種（医師や看護師、介護事業者等）等の調査が必要となり、具体的にどのような実施手順（プロセス）で行い、どのような構築開発プロセスで実施し、どのような成果物になるか、横須賀・三浦医療圏内の現状調査及び要件定義成果物の特徴及び構築及び開発等計画について作成。
- ・【様式10】地域医療・介護連携ネットワークシステム構築及び開発にあたり想定される問題点とその解決策  
現時点で想定される課題及びその解決方法について作成。また、本事業を進める上で事業者が考えられる工夫やアイデアがあれば、その具体的内容等を記載すること。

### (2) 提出部数

正本1部、副本4部

### (3) 提出期限

令和5年12月14日（木曜日）午後5時（必着）

### (4) 提出方法

持参又は郵送による。郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により、期限までに必着すること。

### (5) 提出場所

神奈川県横須賀・三浦 EHR 協議会準備室  
〒238-8558 神奈川県横須賀市米が浜通 1-16  
横須賀共済病院 医事課 EHR 構築事業担当  
電話：046-822-2710  
〒247-8533 神奈川県鎌倉市岡本 1370 番 1  
湘南鎌倉総合病院 地域医療連携室  
電話：0467-46-1717

### (6) その他

- ・提案は、各応募者1案とする。
- ・文字の標準サイズは、10ptとする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは8ptまでとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。

- ・書類の作成にあたって、使用する言語は日本語（情報通信技術として一般的に用いられる用語を除く。）とし、通貨は日本国通貨に限る。
- ・参加等企画提案に要する一切の費用は、選考結果にかかわらず、応募者の負担とする。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。
- ・提出されたすべての書類は、提出者に無断で公開にしない。
- ・提出書類に虚偽の記載をした場合は、企画提案参加資格を取り消す。

## 1.1 企画提案書の審査

審査方法	<p>提出された企画提案書等について、企画提案書によるプレゼンテーション審査を実施し、最優秀案を1者選定する。</p> <p>ただし、審査会が本プロポーザル競技に参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類による第1次審査を行い、プレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。この場合において、すべての参加を表明した者に第1次審査の結果を書面で通知する。</p> <p>① 審査予定日：別に通知する日時（12月末頃を予定）</p> <p>② 場所：横須賀・三浦医療圏内で、別に通知する場所</p> <p>③ 時間：1提案者あたりの説明時間は30分を予定し、内訳は次のとおりとする。</p> <p style="padding-left: 40px;">プレゼンテーション：20分</p> <p style="padding-left: 40px;">質疑応答：10分</p> <p>④ 出席者：審査会場の入室は6名までとし、主たる説明者は、当該業務を実施する際の総括責任予定者とする。</p> <p>⑤ その他：プレゼンテーションの内容は、提出した提案書の内容とする（追加提案の説明や追加資料の提出は認めない。）</p>
審査内容	<p>提出された企画提案書について、次の観点から総合評価し、事業者を選定する。</p> <p>なお、評点の配分は次のとおりとし、合計点数の最も高い事業者を選定する。</p> <p>① 神奈川県 EHR ガイドライン準拠理解度 [10点]</p> <p>② 業務遂行の実現性・安定性 [30点] (実施体制、業務実績、スケジュール等)</p> <p>③ 業務及びシステム内容の優良性 [50点] (構築・手法・成果等)</p> <p>④ 経費の妥当性 [10点]</p> <p style="text-align: right;">合計点100点</p>
審査結果	<p>決定した受託予定者の名称は、企画提案書提出者全員に対し、文書により通知する。ただし、個別の審査結果については公表しない。</p>

## 1.2 特記事項

本業務における予算が成立しなかった場合には契約は行わない。この場合、本件参加にかかった一切の経費は応募者の負担とする。

### 13 その他

- (1) 契約額は、企画提案書に記載された見積額がそのまま採用されるのではなく、最優秀提案者との協議により業務仕様書を確定した後に決定する。なお、この協議が不調に終わった場合には、審査において次点となった事業者と同様の手続を行うこととする。
- (2) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令およびその他関係法令並びに、当該地域医療圏にあたる行政の個人情報保護条例や会計規則およびその他の制定する関係条例・規則等に従うものとする。

#### 【参考】

##### 企画提案公募スケジュール

時 期	内 容
令和5年11月30日(木)	公告
令和5年12月6日(水)	参加表明書提出期限
令和5年12月5日(火)	質問受け付け〆切
令和5年12月5日(火)	質問回答
令和5年12月14日(木)	企画提案書提出〆切
令和5年12月末頃	審査委員会の開催